

別表1

施設利用料金表案(R8.8.1)

A 介護福祉施設サービス

1 くしろ宝寿苑(多床室)

(単位:円)

基本単位数					加算単位数						単位数計					区分	食費	居住費	利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額:30日として)								
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	日常生活 継続 支援Ⅰ	看護体制		夜勤職 員配置	個別機 能訓練	栄養マ ネジメ ント強 化		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4				要介護5	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5			
												上段(基本単位数+加算単位数) 中段(処遇改善単位数) 下段(1日単位数計)																				
						ⅠⅠ	ⅡⅡ	ⅠⅠ	Ⅰ		①	③	④	⑤	⑦				⑧													
589	659	732	802	871	36	6	13	22	12	11		689	759	832	902	971	1割負担	第1段階	300	0	1,110	1,193	1,278	1,361	1,442	33,300	35,790	38,340	40,830	43,260		
												121	134	146	159	171		第2段階	390	430	1,630	1,713	1,798	1,881	1,962	48,900	51,390	53,940	56,430	58,860		
												810	893	978	1,061	1,142		第3段階①	680	430	1,920	2,003	2,088	2,171	2,252	57,600	60,090	62,640	65,130	67,560		
																		第3段階②	1,420	530	2,760	2,843	2,928	3,011	3,092	82,800	85,290	87,840	90,330	92,760		
																		基準費用額	1,545	915	3,270	3,353	3,438	3,521	3,602	98,100	100,590	103,140	105,630	108,060		
																		2割負担	1,545	915	4,080	4,246	4,416	4,582	4,744	122,400	127,380	132,480	137,460	142,320		
																				3割負担	1,545	915	4,890	5,139	5,394	5,643	5,886	146,700	154,170	161,820	169,290	176,580

2 くしろ宝寿苑(従来型個室)

(単位:円)

基本単位数					加算単位数						単位数計					区分	食費	居住費	利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額:30日として)								
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	日常生活 継続 支援	看護体制		夜勤職 員配置	個別機 能訓練	栄養マ ネジメ ント強 化		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4				要介護5	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5			
						上段(基本単位数+加算単位数) 中段(処遇改善単位数) 下段(1日単位数計)																										
						I	Iイ	II	Iイ	I		①	③	④	⑤				⑦											⑧		
589	659	732	802	871	36	6	13	22	12	11		689	759	832	902	971	1割負担	第1段階	300	380	1,490	1,573	1,658	1,741	1,822	44,700	47,190	49,740	52,230	54,660		
												121	134	146	159	171			第2段階	390	480	1,680	1,763	1,848	1,931	2,012	50,400	52,890	55,440	57,930	60,360	
																			第3段階①	680	880	2,370	2,453	2,538	2,621	2,702	71,100	73,590	76,140	78,630	81,060	
																			第3段階②	1,420	980	3,210	3,293	3,378	3,461	3,542	96,300	98,790	101,340	103,830	106,260	
																			基準費用額	1,545	1,231	3,586	3,669	3,754	3,837	3,918	107,580	110,070	112,620	115,110	117,540	
												2割負担	1,545	1,231	4,396	4,562			4,732	4,898	5,060	131,880	136,860	141,960	146,940	151,800						
																				3割負担	1,545	1,231	5,206	5,455	5,710	5,959	6,202	156,180	163,650	171,300	178,770	186,060

3 加算

区 分		内 容	
①日常生活継続支援加算Ⅰ	日	・算定日の属する月の前6か月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が4又は5の者の占める割合が70%以上であること。 ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。	
③看護体制加算Ⅰイ	日	・常勤の看護師を1名以上配置していること。	
④看護体制加算Ⅱイ	日	・基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されていること。	
⑤夜勤職員配置加算Ⅰイ	日	・厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準を満たしていること。	
⑦個別機能訓練加算Ⅰ	日	・常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別機能訓練計画を作成・実施していること。	
⑧栄養マネジメント強化加算	日	・栄養ケアマネジメントを実施した上で、さらに入所者全員への丁寧な栄養ケアを実施し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上実施し、利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算。	
⑨介護職員処遇改善加算Ⅰロ	日	・所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の17.6%を加算。	

4 その他加算

区 分(日額)		1日負担額			内 容
		1割負担	2割負担	3割負担	
⑩外泊時費用加算	日	246	492	738	・入所者が病院等へ入院又は居宅に外泊した場合、翌日から6日間(月をまたいだ場合は最長12日間)について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。
⑪初期加算	日	30	60	90	・入所日から30日間、また30日間を超える入院後の再入所にも30日間加算。
⑫看取り介護加算Ⅰ	前31日～45日前迄	72	144	216	・医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。
	前4日～30日前迄	144	288	432	・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
	前日・前々日	680	1,360	2,040	・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下介護記録等に関する記録を活用して行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
	死亡日	1,280	2,560	3,840	・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容に沿った取り組みであること。

区 分(月額)		1月又は1回負担額			内 容
		1割負担	2割負担	3割負担	
⑬科学的介護推進体制加算Ⅱ	月	50	100	150	・LIFEへのデータ提出頻度について他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも3月に1回の見直しを実施。
⑭個別機能訓練加算Ⅱ	月	20	40	60	・個別機能訓練加算Ⅰを算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚労省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算。
⑮個別機能訓練加算Ⅲ	月	20	40	60	・入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。
⑯経口維持加算Ⅰ	月	400	800	1,200	・現に経口により食事を摂取する者であって、摂取機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事を進めるための計画を作成し、栄養管理を行った場合。
⑰経口維持加算Ⅱ	月	100	200	300	・協力歯科医療機関を定め、上記の食事の観察及び会議等に歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。(経口維持加算Ⅰの算定要)
⑱口腔衛生管理体制加算Ⅱ	月	110	220	330	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回以上実施し、その相談等に応じていると。また、口腔衛生に係る計画の内容等の情報を厚労省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
⑲生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	月	100	200	300	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にやっていること。
⑳高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	月	10	20	30	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
㉑高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	月	5	10	15	・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けていること。
㉒認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	月	120	240	360	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)の基準に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること。
㉓療養食加算	回	6	12	18	・医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。(1日3食を限度で、1食を1回勘定)
㉔安全対策体制加算	回	20	40	60	・施設において外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に事故発生防止委員会を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時に1回限り加算。

5 介護保険給付対象外サービス

区 分		金 額	内 容	区 分	金 額
①理髪・美容	丸刈り	実費	毎月1回、理美容師の出張による理美容サービス	⑥食費負担額 (外来者も同じ)	朝食 415円 昼食 590円 夕食 540円 1日計 1,545円
	カット	実費	(調髪、顔そり洗髪等)	⑦コピー代	1枚につき白黒10円、カラープリント20円、カラーコピー30円
	パーマ	実費	業者名: 益田理容組合、NNK介護福祉サービス	⑧電話料金	固定電話3分 10円 携帯電話1分 20円
②特別な食事		実費	提供する食事以外にご希望がある場合	⑨日用品・嗜好品	実費
③預り金管理サービス(月額)		1,000円	金銭の管理が困難な場合に、利用者又は家族の希望により利用可(手続要)	⑩口腔ケア用品	実費
④入院外泊中の居住費	従来型多床室	915円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保	⑪本人専用器具	実費(車椅子、ポータブルトイレ等)
	従来型個室	1,231円	されている場合に、1日当り左記負担あり。ただし、	⑫オムツ代(入院時)	実費(ハイツ又は宝寿苑入所中に提供するものは無料)
	ユニット	2,066円	「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし	⑬その他	実費(医療費、本人希望による洗濯代等)
⑤予防接種費用		実費	インフルエンザの予防接種費用(同意者のみ)		